

虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針

下野市こども発達支援センターこぼと園

下野市特定相談支援事業所こぼと

1. 基本方針

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の人権の擁護、虐待の防止及び早期発見のための措置等を定め、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施していきます。

また、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

2. 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

虐待防止及び身体拘束等の適正化に努める観点から、「虐待防止及び身体拘束適正委員会」(以下「委員会」)を組成します。

委員会は年1回開催します。また、必要に応じて委員会が招集し、開催します。

2-1 委員会の議題

- (1)虐待防止のための計画づくり
- (2)虐待防止のチェックとモニタリング
- (3)虐待等の発生後の検証と再発防止策の検討
- (4)その他、利用者の人権、虐待に関わる事項
- (5)身体拘束等の適正化のための対策の検討

2-2 委員会の構成

- (1)管理者(委員長/虐待防止責任者)
- (2)児童発達支援管理責任者
- (3)運営委員会委員
- (4)第三者委員

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職員を参加させることができるものとします。また、急な事態等では委員会が開催できないことが想定されるため、各職員の意見を盛り込み検討します。委員会は職員に倫理綱領を周知し、行動規範とするよう啓発します。

3. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修

虐待防止及び身体拘束等の適正化を徹底するとともに、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するため、職員への研修を実施します。

- (1)定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2)新任者に対する研修の実施
- (3)研修の実施内容を記録し、紙面または電磁的記録により保存

4. 虐待防止及び身体拘束が発生した時の基本方針

虐待等(疑いを含む)が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等によるものであったことが判明した場合には、役職くらいの如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先にします。

通報をしたことにより、通報した職員に対して事業所が不利益な取り扱いをすることはありません。

4-1 虐待等が発生した場合の対応、相談・報告体制

職員等がほかの職員等による利用者への虐待(疑い行為を含む)を発見した場合、速やかに利用者の安全を確保するとともに、管理者に報告します。虐待者が管理者本人であった場合は、児童発達支援管理責任者等に報告します。報告を受けた管理者は速やかに市町村に報告するとともに、市町村と連携して事実確認を時系列で整理します。

事実確認後、虐待などの事象が事実であることが確認された場合には、該当職員に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。

定期開催の同委員会を待たずして報告をようすと判断した場合は、臨時的に同委員会を招集します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

4-2 身体拘束等が発生した場合の対応、相談・報告体制

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の三つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要です。

(1) 委員会の実施

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に(切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてを満たしているか)検討・決定します。

また、個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性があることを記載し、利用者本人や保護者等の同意を得ます。

(2) 利用者本人や保護者等に対する説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所、改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

(3) 行政への相談と報告

身体拘束等を行う場合、行政機関等に相談・報告します。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援会議・委員会で報告します。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者またはご家族はいつでも本指針を閲覧できることが出来ます。

また、こぼと園の入口に掲示し、いつでも閲覧が可能な状態とします。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行します。